

○承認工事及び承認維持事務要綱

平成7年4月1日

6下施管第465号

局長名

(目的等)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者（以下「管理者」という。）以外の者が管理者の承認を得て行う、公共下水道施設に関する工事（以下「承認工事」という。）及び公共下水道の維持（以下「承認維持」という。）に関する事務について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 第1項の規定にかかわらず、公共ますのみの設置に係る承認工事は、「公共ますの設置事務要綱」（平成2年2月28日付元下施管第478号）の規定に基づいて処理するものとする。

(事前指導)

第2条 下水道事務所長は、承認工事を行おうとする者から、第3条に定める申請書の提出に先立ち、承認工事について事前の指導を求められたとき、指導を行うものとする。

2 下水道事務所長が事前の指導が必要と判断するときも同様とする。ただし、承認工事を行おうとする者が指導を明確に拒否する場合は、この限りではない。

3 下水道事務所長は、法令及び本要綱に基づいて、前2項の指導を実施しなければならない。

(申請書)

第3条 承認工事を申請する者（以下「申請者」という。）は、下水道事務所長に、工書の目的及び内容を明らかにするために次の各号に掲げる書類を添付して、別記第1号様式により承認工事申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる別記第2号様式の委任状は、承認工事の全部を自ら施行する場合には提出を要しない。

(1) 申請図等

(2) 委任状

(3) その他下水道事務所長が必要と認めたもの。

(受領書)

第4条 下水道事務所長は、前条に規定する書類が添付されていることを確認した上で、受領書の交付に替えて、申請書の写しに収受印を押印して返却するものとする。ただし、電子情報処理組織による申請において、申請者が収受印を押印した申請書の写しの返却を求めない場合には、申請者に対し受領した旨を電子情報処理組織による連絡をすることで、受領書の交付に替えることができる。

(審査及び決定)

第5条 下水道事務所長は、申請書が到達したとき、承認工事の必要性、技術適合性、承

認工事施行者の施行能力等を審査の上、速やかに承認の可否及び条件を決定（以下「承認決定」という。）しなければならない。

（審査基準）

第6条 前条に規定する承認工事の技術適合性の審査は、次の各号に掲げる事項等について、申請図等の調査及び現地調査等により行うものとする。

(1) 公共下水道として東京都下水道設計標準及び東京都下水道土木工事標準仕様書に基づいて適正に設計されていること。

(2) 管きよの新設に係る承認工事については、排水区域及び排水量の既存公共下水道への配分が適正に行われていること。

2 前条に規定する承認工事施行者の施行能力の審査は、承認工事施行者が工事規模に応じた経済的能力、技術的能力等を有するかについて、建設工事等競争入札参加有資格者名簿等によって行うものとする。

3 過去の承認工事において、1件の工事で2回以上書面による改善指示を受けた者は、前項に掲げる施行能力を有しないものとする。ただし、当該事実のあったときから2年を経過している者はこの限りでない。

（許可条件）

第7条 承認を可とする場合、下水道法第33条の規定に基づき、設計、施行、監督及び第三者に対する損害等について、別表の例により条件を付するものとする。

2 民有地内及び公有地（普通財産）等に公共下水道施設を設置する場合は、設置後の土地権利の確保を、前項に規定する条件に追加するものとする。

3 下水道事務所長は、工事の施行に関して前2項に掲げる条件が守られていないと認められる場合に、下水道局が必要と認める事項を申請者に指示するものとする。なお、改善が見られない場合等は、別記第1号の2様式により改善指示を行うものとする。

（責任の所在）

第8条 申請者は、各法令等に定める責任者を所定の業務に従事させ、自己の責任において工事を施行しなければならない。

（標準処理期間）

第9条 下水道事務所長は、「東京都下水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱」（平成7年3月31日）に基づいて、申請書が到達した日から60日（東京都の休日及び補正に要する期間を除く。）以内で、速やかに承認決定するものとする。

（決定通知書）

第10条 下水道事務所長は、申請者に対して、承認を可とするとき、速やかに別記第3号様式により承認を可とすること及び条件を通知するものとする。

2 下水道事務所長は、申請者に対して、承認を否とするとき、速やかに別記第4号様式により通知するものとする。

（完成義務等）

第11条 承認を可とする通知を受けた場合、申請者は、工事期間内に承認工事を完了させなければならない。ただし、下水道事務所長が止むを得ないと判断するときであって、次の各号の一に該当する場合は、申請を取り下げることができる。

- (1) 工事着手前であるとき。
- (2) 工事着手前の状態に回復したとき。
- (3) その他申請を取り消しても当局の事業に支障がない場合

2 申請者は、前項の規定により承認工事の申請を取り下げるとき、別記第5号様式により取下げ申請書を提出しなければならない。

3 下水道事務所長は、申請者に対して、取り下げを可とするときは別記第6号様式により通知し、否とするときは別記第7号様式により通知するものとする。

(内容変更)

第12条 申請者は、止むを得ない理由により承認工事の工期の延期又は内容の変更をしようとするとき、下水道事務所長に別記第8号様式により承認工事変更申請書を提出しなければならない。ただし、変更がない添付書類は、提出を要しない。

2 下水道事務所長は、申請者に対して、変更を可とするときは別記第9号様式により通知し、否とするときは別記第10号様式により通知するものとする。

(監督処分等)

第13条 管理者は、下水道法第38条第1項の規定に基づき、申請者が法令等若しくは許可条件に違反したと認められる等のとき、下水道事務所長が承認した決定を取り消す等の処分、又は必要な措置の命令をおこなうものとする。

2 管理者は、書面で、前項に掲げる処分又は命令を通知するものとする。

(費用負担)

第14条 承認工事の施行に要する費用は、申請者の負担とする。

(完了)

第15条 申請者は、承認工事を完了させたとき、下水道事務所長に別記第11号様式により承認工事完了届を提出しなければならない。

(施設の引継ぎ)

第16条 申請者は、承認工事が完了したときは、速やかに下水道事務所長の検査を受けなければならない。

2 前項に掲げる検査の結果、手直しが生じた場合、申請者は、速やかに必要な措置を行い、再検査を受けなければならない。

3 申請者は、検査に合格後、別に定めるところにより、設置した公共下水道施設を下水道局に一括して引き継がなければならない。

(不適合責任)

第17条 東京都は、引き継がれた下水道施設に関し、第16条の規定による引継ぎを受けた2年以内でなければ、引き継がれた下水道施設が種類又は品質に関して承認の条件に適

合しないこと（以下この条において「不適合」という。）を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の不適合については、引継ぎの時、東京都が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった不適合については、引継ぎを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、申請者の不適合を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 東京都が第1項又は第2項に規定する不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「不適合責任期間」という。）の内に不適合を知り、その旨を申請者に通知した場合において、東京都が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 東京都は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 全各項の規定は、不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、不適合に関する申請者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 東京都は、下水道施設の引継ぎの際に不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに申請者に通知しなければ、当該不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、申請者がその不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 8 引き継がれた下水道施設の不適合が東京都の指図により生じたものであるときは、東京都は当該不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、申請者が指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（承認維持）

第18条 第2条から第15条までの規定は、承認維持に関する事務について準用する。この場合において、「工事」は「維持」と読み替え、第1号様式から第11号様式までについては適宜変更して使用するものとする。

（承認維持の完了確認）

第19条 承認維持申請者は、承認維持が完了したとき、速やかに下水道事務所長の確認を受けるものとする。

（要綱の備えつけ）

第20条 この要綱は、下水道事務所の窓口への備えつけ及び下水道事務所ホームページへの掲載を行い、都民の閲覧に供しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、既に承認工事申請書を提出しているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月14日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日）

この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

別表

- | |
|---|
| <p>1 承認工事の施行にあたっては、下水道法及びそのほかの関係法令を遵守し、次に掲げる下水道局図書類の最新版に基づくこと。</p> <p>ア 東京都下水道設計標準</p> <p>イ 東京都下水道土木工事標準仕様書</p> <p>ウ 承認工事及び承認維持事務要綱</p> <p>2 工事期間内に工事を完了させること。なお、工事期間の変更が必要となった場合は、十分な余裕をもって当局職員に事前連絡すること。</p> <p>3 承認工事着手は当局で行う道路占用手続き完了後とし、道路占用許可条件に従って施行すること。道路占用許可申請の内容変更が必要となった場合は、速やかに出張所担当者に報告すること。また、道路占用の変更手続きが完了する前に施行しないこと。</p> <p>4 近接する他企業管理の埋設管の保安措置等については、それぞれの管理者と十分協議が整ってから着手すること。また、他企業の施設の損傷防止のため、埋設企業者に立会を求めること。</p> <p>5 承認工事は申請者の費用負担で当局職員立会の下に申請図のとおり施行すること。なお、着手にあたっては、着手から完了までの工程がわかるものを提出すること。</p> <p>6 施工計画を作成し、施工計画書として提出すること。</p> <p>7 鋼矢板や地盤改良等の仮設物の残置をしないように計画すること。ただし、やむを得ない事情により仮設物を残置する場合には、事前に当局職員と協議し、その後</p> |
|---|

当該施設管理者とも協議を行うこと。

- 8 承認工事の施行にあたっては、土砂等の流入防止対策を講じ、既設の公共下水道施設の流れを妨げないように施行すること。
- 9 本件の掘削に伴いゆう水が生じたときは、排水処理に関して、出張所担当者の指示に従うこと。
- 10 既設の公共下水道施設への立入りにあたっては、当局職員の立会のもとに事前にガス等の有無を確認し、十分な安全対策を講じること。
- 11 承認工事の計画に変更の必要が生じた場合は、その都度施行を一旦停止し、速やかに当局職員と協議すること。
- 12 承認工事取下げ申請、承認工事変更申請、完了届提出を行う際には、「承認工事及び承認維持申請書作成マニュアル」を確認し、提出すること。
- 13 承認工事に伴う工事立会監督費及び道路掘削に係る費用は、当局発行の納入通知書により、指定された期日までに支払うこと。
- 14 承認工事に起因して生じた一切の事故及び第三者に対する損害は、申請者の責任において処理すること。
- 15 承認工事により公共下水道施設を損傷した場合は、出張所担当者の指示に従い、申請者の負担で復旧すること。
- 16 承認工事がしゅん工したときは、出張所担当者の検査を受けて、当局が定める「工事完了に伴う施設引継の事務処理要綱」により当局に一括して引き継ぐこと。
- 17 不適合責任については、「承認工事及び承認維持事務要綱」の第17条によることとする。

(立会連絡先) ○○○○○下水道事務所○○○○○出張所

担当

TEL

別記第1号様式

年 月 日

東京都下水道局
下水道事務所長 殿

申請者 住所
氏名

承認工事申請書

下水道法第16条の規定により、下記の公共下水道施設を自らの費用で施行したいので承認を申請します。

なお、承認に当たって条件を付された場合は、それを遵守いたします。

記

- 1 工事名
- 2 施行場所(住居表示)
- 3 施行内容(別紙のとおり)
- 4 工事期間
- 5 申請者 担当者名
連絡先
- 6 施行者 住所
氏名(会社名)
(代表者)
受付番号
電話
連絡先 現場責任者
電話
電話(緊急時)
- 7 添付図書

(日本産業規格A列4番)

別記第1号の2様式

承認工事番号		下 第 号 年 月 日	
		承 認 工 事 に お け る 改 善 指 示 書 No. _____	
工事件名：			
指 示 欄	1. 改善指示事項 (記入内容)		指示回数 1回目
			2回目
回 答 欄	(改善指示への対応)		
指示日： 令和 年 月 日			
指示者	所 属	氏 名	
受命者	会 社 名	氏 名	
備考	前回指示 No.		

(注)署名後に受命者に写しを配布する。

(日本産業規格A列4番)

別記第2号様式

年 月 日

東京都下水道局
下水道事務所長 殿

申請者 住所
氏名
電話

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、公共下水道施設の工事を下水道法第16条の規程により、承認を受けて自らの費用で施行することに関して、次の権限を委任します。
ただし受任者が委任事項を履行することが出来なくなった場合は、委任を解除します。

記

申請年月日

工 事 名

施 行 場 所

(住居表示)

受 任 者 住 所

氏名(会社名)

(代表者名)

電 話

現場責任者

委 任 事 項

- 1 承認工事に係る下水道局との協議に関すること
- 2 承認工事に係る必要な費用の支払いに関すること
- 3 設置した公共下水道施設の確認の立会い及び引継に関すること

※東京都下水道局は、上記委任関係において、受任者が委任事項第2項について履行不能となった場合は、申請者に費用の支払請求を行います。

(日本産業規格A列4番)

別記第3号様式

下 第 号
年 月 日

殿

東京都下水道局
下水道事務所長

承認工事決定通知書

年 月 日付(号)で申請のあった承認工事については、下水道法第16条に基づき下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 施行場所
- 4 施行内容 申請書のとおり
- 5 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 条 件

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に下水道局長に対し、書面をもって審査請求することができます。

(日本産業規格A列4番)

別記第4号様式

下 第 号
年 月 日

殿

東京都下水道局
下水道事務所長

承認工事決定通知書

年 月 日付(号)で申請のあった承認工事については、下水道法第16条に基づき下記のとおり承認しないこととしたので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 施行場所
- 3 施行内容 申請書のとおり
- 4 理由

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に下水道局長に対し、書面をもって審査請求することができます。

(日本産業規格A列4番)

別記第5号様式

年 月 日	
東京都下水道局 下水道事務所長 殿	
申請者 住所 氏名 電話	
承認工事取下げ申請書	
下記の承認工事を取り下げますので申請します。	
承認年月日及び 工事番号	年 月 日 ()
施行場所	
工事期間	
取下げ理由	

(日本産業規格A列4番)

別記第6号様式

下 第 号
年 月 日

殿

東京都下水道局
下水道事務所長

承認工事取下げ決定通知書

下記の承認工事について、 年 月 日に承認工事の取下げ申請があったため、下水道法第16条に基づき承認したので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 施行場所
- 4 施行内容 承認工事申請書のとおり
- 5 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に下水道局長に対し、書面をもって審査請求することができます。

(日本産業規格A列4番)

別記第7号様式

下 第 号
年 月 日

殿

東京都下水道局
下水道事務所長

承認工事取り下げ決定通知書

年 月 日に申請のあった承認工事の取り下げについては、下水道法第16条に基づき下記のとおり承認しないこととしたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 施行場所
- 4 施行内容 承認工事申請書のとおり
- 5 理 由

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に下水道局長に対し、書面をもって審査請求することができます。

(日本産業規格A列4番)

別記第8号様式

年 月 日

東京都下水道局
下水道事務所長 殿

申請者 住所
氏名
電話

承認工事変更申請書

年 月 日から下記のとおり変更しましたので関係書類添付の上申請します。
なお、変更申請の承認に当たって新たに条件を付された場合は、それを遵守いたします。

承認年月日及び 工事番号	年 月 日 ()
施行場所	
工事期間	
変更内容	
変更理由	

(日本産業規格A列4番)

別記第9号様式

下 第 号
年 月 日

殿

東京都下水道局
下水道事務所長

承認工事変更決定通知書

年 月 日付けの承認工事変更申請については、下水道法第16条の規定に基づき承認するので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 施行場所
- 4 変更内容 承認工事変更申請書のとおり
- 5 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 条件

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に下水道局長に対し、書面をもって審査請求することができます。

(日本産業規格A列4番)

別記第10号様式

下 第 号
年 月 日

殿

東京都下水道局
下水道事務所長

承認工事変更決定通知書

年 月 日付けの承認工事変更申請については、下水道法第16条の規定に基づき承認しないこととしたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 施行場所
- 4 理 由

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に下水道局長に対し、書面をもって審査請求することができます。

(日本産業規格A列4番)

別記第 11 号様式

年 月 日	
東京都下水道局 下水道事務所長 殿	
申請者 住所 氏名 電話	
承認工事完了届	
下記の承認工事を本日完了しましたので届け出ます。	
承認年月日及び 工事番号	年 月 日 ()
施 行 場 所	
工 事 期 間	
備 考	

(日本産業規格A列4番)

別記第1号様式

別記第1号の2様式

別記第2号様式

別記第3号様式

別記第4号様式

別記第5号様式

別記第6号様式

別記第7号様式

別記第8号様式

別記第9号様式

別記第10号様式

別記第11号様式